

大分市都市計画提案制度の手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続について、必要な事項を定めるものとする。

(提案書の提出)

第2条 計画提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、都市計画提案書（様式第1号）に次に掲げる図書等を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市計画の素案（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「規則」という。）第13条の4第1項第1号）
- (2) 法第21条の2第4項第2号の同意を得たことを証する書類（規則第13条の4第1項第2号）
- (3) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類（規則第13条の4第1項第3号）
- (4) 周辺環境等への配慮についての検討に関する書類
- (5) 事業を伴う場合、事業計画及び工程に関する書類
- (6) 事業を伴う場合、事業実施の実現性があることに関する書類
- (7) その他計画提案の説明等のために必要と思われる書類

2 前項第1号に定める素案は、次のとおりとする。

- (1) 計画提案の内容記載書（様式第2号）
- (2) 規則第9条第2項に定める計画図

3 第1項第2号に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 土地所有者等及び同意一覧表（様式第3号。以下「一覧表」という。）
- (2) 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。）の登記事項証明書
- (3) 前項第2号の当該区域を明示した土地等の公図（以下「公図」という。）

4 第1項第3号に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 登記事項証明書（まちづくりを目的とした特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人等にあつては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為）
- (2) 次に定める書類（規則第13条の3に規定する団体の場合に限る。）
 - ア 開発行為実績報告書（様式第4号）
 - イ 役員の身分証明書
 - ウ 役員の登記されていないことの証明書
 - エ 誓約書（様式第5号）
 - オ 役員名簿（様式第6号）

5 一覧表、第3項第2号及び前項第1号の登記事項証明書（定款又は寄附行為を含む。）及び公図については、第1項の都市計画提案書を提出する日前3月以内に交付等されたものとする。

6 第1項第4号に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 周辺環境等への配慮についての検討に関する書類（様式第7号）

(計画提案の事前相談)

第3条 提案者及びその関係者等（以下「相談者」という。）は、当該計画提案を行うに当たり、その提案内容について事前相談書（様式第8号-1）を提出し、その提案内容について助言及び指導を受けるものとする。

- 2 大分市は、事前相談記録書（様式第8号-2）を作成し、事前相談の内容等について記録、保管するとともに、相談者へ共有を図るものとする。

（周辺住民への説明）

第4条 提案者は、計画提案を行うに当たり、周辺住民が意見を述べる機会が十分に確保された説明会を開催するものとする。

- 2 前項に規定する説明会を開催した提案者は、当該計画提案に関する説明会開催記録書（様式第9号）を第2条第1項の都市計画提案書に添えて市長に提出するものとする。

（大分市都市計画提案検討委員会）

第5条 法第21条の3に規定する計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断に関する検討を行うため、大分市都市計画提案検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。
- 3 委員会の委員長を置き、都市計画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。
- 6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。この場合において、委員長は、必要に応じて委員の一部を招集して会議を開くことができる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 委員会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（決定又は変更の判断基準）

第6条 市長は、法第21条の3に規定する当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断を行うに当たっては、次に掲げるものを基準とする。

- (1) 委員会の検討結果
- (2) 大分市総合計画
- (3) 法第6条の2第1項の規定に基づく本市の行政区域内において定められる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (4) 法第18条の2第1項の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針
- (5) その他本市の都市計画に係る各種基本計画等
- (6) 土地所有者及び周辺の住民等と調整が整い、概ねの賛同が得られていること
- (7) 周辺環境等への配慮について検討が行われていること
- (8) 事業を伴う場合、事業実施の必要性があり、かつ実現性があること。

(提案者への通知)

第7条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、法第21条の5第1項の規定により、遅滞なく、計画提案不決定通知書（様式第10号）により当該提案者に通知しなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、計画提案の手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成17年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月10日から施行する。

附則

この要領は、令和4年12月23日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

部 局	委 員
環境部	環境政策課長、環境保全課長
土木建築部	土木管理課長、道路建設課長
都市計画部	都市計画課長、開発建築指導課長
上下水道部	経営企画課長、水道整備課長
	その他市長が必要と認める者